

平成 24 年度長野市の保育所保育料について

保育家庭支援課

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）は、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら決定しています。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっており、運営費は、保護者と公費で負担します。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、市は子育て世帯の負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減し市の保育料を設定しています。

3 これまでの審議経過

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しています。

平成 23 年度の保育料は、子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、平成 22 年度の保育料と同額にしました。

4 国の動向

平成22年度税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除について、年少扶養控除及び16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたことから、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなるため、制度の所管府省（保育所保育料は厚生労働省）において、負担の基準の見直し、経過措置の導入などを検討しています。

つきましては、長野市の保育所保育料についても、その検討結果により、改正する必要がありますが、その具体的な改正方法については、現時点で未定です。